

国立大学法人東京医科歯科大学

オープンイノベーション機構設置要項

平成31年1月9日
制 定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号）第30条第2項に基づき、オープンイノベーション機構（以下「OI機構」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 OI機構は、地域産学官連携科学技術振興事業費補助金によるオープンイノベーション機構の整備事業の実施を通じて、企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究を推進するため、大学の経営トップによるリーダーシップの下で、プロフェッショナル人材による集中的マネジメント体制を構築し、部局を超えて優れた研究者チームの組織化を図る取組みを行うことにより、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の「組織」対「組織」による本格的産学連携の実現を図り、ひいては企業から大学等への投資を増加させることを目的とする。

第2章 機構

(機構長)

第3条 OI機構に機構長を置き、学長が指名する理事、副理事又は副学長をもって充てる。
2 機構長は、OI機構の管理運営について総括するとともに、学内の調整を行う。

(副機構長)

第4条 OI機構に、副機構長を置き、副機構長は学長が指名する者をもって充てる。
2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、あらかじめ機構長が指名する副機構長がその職務を代行する。
3 副機構長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
4 副機構長の任期の末日は、当該副機構長を指名する学長の任期の末日以前とする。
5 副機構長に欠員が生じた場合の補欠の副機構長の任期は、前任者の残任期間とする。

(統括クリエイティブ・マネージャー)

第5条 OI機構に、統括クリエイティブ・マネージャーを置き、第8条に定めるOI機構運営会議からの推薦に基づき、学長が任命する。
2 統括クリエイティブ・マネージャーは、OI機構の活動及び業務を統括する。ただし第3条第

2項に定める業務はこの限りではない。

- 3 統括クリエイティブ・マネージャーの任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 4 統括クリエイティブ・マネージャーの任期の末日は、当該統括クリエイティブ・マネージャーを任命する学長の任期の末日以前とする。
- 5 統括クリエイティブ・マネージャーに欠員が生じた場合の補欠の統括クリエイティブ・マネージャーの任期は、前任者の残任期間とする。

(OI 機構の構成)

第6条 OI 機構は、機構長及び副機構長の下に次に掲げる部門を置く。

- (1) 企画管理部門
- (2) マネジメント部門
- (3) プロジェクト部門

(教職員)

第7条 OI 機構に、第3条に定める機構長、第4条に定める副機構長及び第5条に定める統括クリエイティブ・マネージャーのほか、必要な教職員を置くことができる。

(オープンイノベーション・プロモーター)

第8条 OI 機構が、第2条に定める目的を達成するため、オープンイノベーション・プロモーターを置く。

- 2 オープンイノベーション・プロモーターは、本学発イノベーション創出、産学連携プロジェクト創出に向けて、以下の役割を担う。
 - (1) オープンイノベーションの推進に関する検討及び企画・立案
 - (2) オープンイノベーション関連企画への参加及び所属部局への周知
 - (3) その他、本学のオープンイノベーション推進に必要な活動
- 3 オープンイノベーション・プロモーターは、以下の者をもって充てる。
 - (1) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の教員
 - (2) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の教員
 - (3) 大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻（検査系）の教員
 - (4) 大学院保健衛生学研究科の教員
 - (5) 大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻又は歯学部口腔保健学科の教員
 - (6) 生体材料工学研究所の教員
 - (7) 難治疾患研究所の教員
 - (8) 統合研究機構の教員
- 4 オープンイノベーション・プロモーターは、各部局からの推薦に基づき、第10条に定めるOI機構運営会議による協議を経て選出し、学長が書面による通知をもって委嘱する。

(オープンイノベーション・プロモーターの任期)

第9条 前条のオープンイノベーション・プロモーターの任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

- 2 前条のオープンイノベーション・プロモーターの任期の末日は、当該オープンイノベーショ

ン・プロモーターを委嘱する学長の任期の末日以前とする。

- 3 前条のオープンイノベーション・プロモーターに欠員が生じた場合の補欠のオープンイノベーション・プロモーターの任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

第1節 OI 機構運営会議

(OI 機構運営会議)

第10条 大学の方針と合致したオープンイノベーション推進体制を検討するため、OI 機構にOI 機構運営会議を置く。

(構成員)

第11条 OI 機構運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 機構長
- (3) 副機構長
- (4) 統括クリエイティブ・マネージャー
- (5) 機構長が指名する者 若干名

2 前項第5号に掲げる構成員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 第1項第5号に掲げる構成員の任期の末日は、当該構成員を指名する機構長の任期の末日以前とする。

(議長)

第12条 OI 機構運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、OI 機構運営会議を招集し、これを主宰する。

(審議事項)

第13条 OI 機構運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) OI 機構の組織・運営及び活動方針に関すること。
- (2) OI 機構が実施するプロジェクトの選定及び管理に関すること。
- (3) その他 OI 機構に関する重要事項

(議事)

第14条 OI 機構運営会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 OI 機構運営会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第15条 OI 機構運営会議において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

第2節 事業マネジメント会議

(事業マネジメント会議)

第16条 第6条第2項に定めるマネジメント部門及び第6条第3項に定めるプロジェクト部門の業務に関する重要事項を審議するとともに、両部門の業務の進捗管理を実施するため、OI 機構に事業マネジメント会議を置く。

(事業マネジメント会議の構成員)

第17条 事業マネジメント会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 統括クリエイティブ・マネージャー
- (4) 第22条に定めるクリエイティブ・マネージャー及びクリエイティブ・アソシエイト
- (5) 機構長が指名する者 若干名

2 前項第5号に掲げる構成員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 第1項第5号に掲げる構成員の任期の末日は、当該構成員を指名する機構長の任期の末日以前とする。

(事業マネジメント会議の議長)

第18条 事業マネジメント会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、事業マネジメント会議を招集し、これを主宰する。

(事業マネジメント会議の議事)

第19条 事業マネジメント会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 事業マネジメント会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業マネジメント会議の構成員以外の者の出席)

第20条 事業マネジメント会議において必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

第4章 企画管理部門

(企画管理部門の業務)

第21条 第6条第1項第1号に定める企画管理部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) OI 機構の運営・体制に関する企画の立案・OI 機構の管理の実施に関すること。
- (2) OI 機構の体制整備に関すること。
- (3) OI 機構の予算執行に関すること。
- (4) その他機構長が必要と認める取組みに関すること。

(企画管理部門の構成)

第22条 企画管理部門は機構長、副機構長、イノベーション推進本部教員、統合研究機構事務長、その他機構長が必要と認める者をもって組織する。

(人事・評価委員会)

第23条 OI 機構にかかる人事及び評価に関する審議を行うため、企画管理部門に OI 機構人事・評価委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 マネジメント部門

(マネジメント部門の業務)

第24条 第6条第1項第2号に定めるマネジメント部門は、統合イノベーション推進機構イノベーション推進本部との連携のもと、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 企業との大型連携の企画、調整及び実施管理に関すること。
- (2) 本学の産学連携シーズにかかる情報収集及び評価に関すること。
- (3) OI 機構が実施するプロジェクトの知的財産権管理、法務及びリスクマネジメントに関すること。
- (4) その他機構長が必要と認める取組みに関すること。

(マネジメント部門の構成)

第25条 マネジメント部門はクリエイティブ・マネージャー、クリエイティブ・アソシエイト、その他の職員をもって組織する。

- 2 クリエイティブ・マネージャーは、統括クリエイティブ・マネージャーの指示のもと、前条の各号に定める業務を遂行する。
- 3 クリエイティブ・アソシエイトは、統括クリエイティブ・マネージャーの命を受け、クリエイティブ・マネージャーの活動を補佐する。
- 4 その他の職員は、統括クリエイティブ・マネージャーの指示のもと、マネジメント部門の業務を分掌する。

第6章 プロジェクト部門

(プロジェクト部門の業務)

第26条 第6条第1項第3号に定めるプロジェクト部門は、マネジメント部門の管理のもと、企業との大型連携を実施及び推進する。

(プロジェクト部門の構成)

第27条 プロジェクト部門は、OI 機構が実施する各プロジェクトのメンバーで構成される。

2 プロジェクト部門は、前項に定める者のほか、必要に応じて、当該プロジェクトにおいて連携を実施している企業等からの人材を受け入れることができる。

第7章 雑則

(事務)

第28条 OI 機構に関する事務は、統合研究機構事務部との連携のもと、企画管理部門で処理する。

(雑則)

第29条 この要項に定めるもののほか、OI 機構に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成31年1月9日から施行し、平成30年12月1日から施行する。
- 2 OI 機構設置時点における第4条に定める副機構長及び第5条に定める統括クリエイティブ・マネージャーについては、第4条第1項及び第5条第1項の定めによらず、学長が指名する者をもって充てることとする。
- 3 OI 機構設置時点における第24条に定めるクリエイティブ・マネージャー及びクリエイティブ・アソシエイトについては、第23条の定めによらず、学長が指名する者をもって充てることとする。

附 則 (令和元年7月26日制定)

この要項は、令和元年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日制定)

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月1日制定)

この要項は、令和3年2月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年4月1日制定)

この要項は、令和3年4月1日から施行する。